

会津坂下町分別収集計画  
(八訂版)

平成28年6月策定



## 1 計画策定の意義

本町は循環型の住みよい環境づくりを基本理念にごみの適正な処理とリサイクルについて推進してきた。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の家庭系ごみ排出量は、昭和60年代から急激に増加し、平成17年度には町民1人1日あたりの可燃・不燃ごみ排出量が過去最高となり、平成18年度からは黄色い町指定袋の徹底やプラ週1回収集を実施した結果、微量ながらも減少したものの、これまで以上にごみの徹底した分別を推進しなければならない状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物のおおむねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、町民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

循環型の住みよい環境づくりのため、分別収集計画を策定しこれに基づく分別収集を実施する。

このため、本町は以下の事業計画を推進する。

- ① 町民の環境に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の分別収集や減量化、再生利用を促進する。
- ② 資源ごみの集団回収団体の活動と育成助長を図る。
- ③ 町民、事業者、行政の一体となった分別収集を展開する。
- ④ 環境美化推進員、保健委員、行政等が連携を密にし、町民への分別指導を展開する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは表1のとおりである。  
 なお、参考までに各品目の内訳を表2に示した。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）

単位：トン／年度

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	907.72t	896.37t	885.40t	874.71t	864.49t

表2 各年度における容器包装廃棄物の各品目の排出量の見込み（内訳）

単位：トン／年度

品目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール缶	27.21	26.86	26.54	26.22	25.91
アルミ缶	38.87	38.38	37.91	37.45	37.01
無色ガラスびん	73.85	72.93	72.03	71.16	70.33
茶色ガラスびん	62.19	61.41	60.66	59.93	59.23
その他のガラスびん （黒色、緑青色）	23.32	23.03	22.74	22.47	22.21
紙パック	27.21	26.86	26.54	26.22	25.91
ダンボール	174.92	172.73	170.61	168.55	166.58
雑がみ	136.05	134.34	132.70	131.10	129.56
ペットボトル	73.85	72.93	72.03	71.16	70.33
その他のプラスチック	299.31	295.56	291.94	288.42	285.05
<b>合計</b>	<b>936.78</b>	<b>925.03</b>	<b>913.70</b>	<b>902.68</b>	<b>892.12</b>

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項  
(法第8条第2項第2号)

① 住民への普及、啓発活動

施 策	具体的な内容
環境教育の推進	<p>開始時期 平成3年度～</p> <p>実施方法 町内小学校の児童を対象に環境教育の一環として、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの処理施設の見学を行っており、今後も継続していく。</p>
町広報誌、ホームページによる啓発	<p>開始時期 昭和48年度～</p> <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの区分、処理方法、収集日等のパンフレットを作成し全世帯へ配布をしており、今後も改定を図りながら配布を実施する。</li> <li>・資源ごみの分別収集用パンフレットを作成し、全世帯へ配布しており今後も改定を図りながら継続していく。</li> <li>・マイバッグの普及啓発</li> <li>・ごみの特集号発行</li> </ul>
環境美化推進員研修	<p>開始時期 平成16年度～</p> <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の視察研修</li> <li>・分別・ごみ減量化の把握</li> <li>・意見交換</li> </ul>
出前講座による分別促進	<p>開始時期 平成16年度～</p> <p>実施方法 行政区、婦人会、小中学校等各種団体の要望により、その場に出向き、分別の仕方、出しかたの実演やごみ減量化にむけた説明会を開催し、町民の分別に対する意識の向上を図っていく。</p>

② 制度の導入

施 策	具体的な内容
ごみの減量化協力店認定制度	<p>開始時期 平成8年度</p> <p>実施方法 この制度は、県が制定したものであるが本町のごみ減量化や資源化を図るため、町内の消費者、販売店、町が一体となり積極的に展開し、制度の定着を図る。今後もごみ減量化協力店の拡大を図っていく。</p>
ストップ・ザ・レジ袋	<p>開始時期 平成21年度</p> <p>実施方法 この制度は、県が制定したものであるが、本町のごみ減量化や資源化を図るため、町内の消費者、販売店、町が一体となり積極的に展開し、制度の定着を図る。今後も取り組みへの参加店舗の拡大を図っていく。</p>
町指定袋制度の徹底	<p>開始時期 平成4年（燃やせるごみの袋） 平成9年（燃やせないごみの袋） 平成18年4月（指定袋の改製） 可燃ごみ袋（黄色）15ℓ・30ℓ・45ℓ 不燃ごみ袋（透明）30ℓ 平成22年10月（指定袋の変更（有料化）） 可燃・不燃ごみ袋 10ℓ、20ℓ、40ℓ 40ℓ 1枚あたり17.8⇒50.0円とする。 <b>平成26年4月（指定袋の金額見直し）</b> <b>消費税増税に伴い価格改定</b> <b>40ℓ 1枚あたり51.5円へ</b></p> <p>実施方法 指定袋の徹底を図り、ごみに対しての意識向上を図りごみの減量化、分別促進を図る。</p>
不用品交換制度	<p>開始時期 平成9年度～</p> <p>実施方法 町内の任意団体で開催されているバザー、フリーマーケットに関する情報をキャッチし、町広報誌等を利用して広く情報を提供して団体の育成と拡充を図る。</p>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、環境センターで必要な機材の確保、選別処理施設整備状況等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表中欄のとおりとする。

本町では、開始時期をより詳細に告知する目的から開始年月を示すこととした。

容器包装廃棄物の種類 年度	収集に係る分別の区分			開始年月
	平成9～11	平成12～19	平成20～	
主として鋼製の容器包装	スチール缶	スチール缶	スチール缶	H9.4
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶	H9.4
主としてガラス製の容器 (無色ガラスびん)	無色ガラスびん	無色ガラスびん	無色ガラスびん	H9.4
主としてガラス製の容器 (茶色ガラスびん)	茶色ガラスびん	茶色ガラスびん	茶色ガラスびん	H9.4
主としてガラス製の容器 (その他ガラスびん)	その他ガラスびん	その他ガラスびん	その他ガラスびん	H9.4
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く(紙パック)	紙パック	紙パック	紙パック	H9.4
ダンボール		ダンボール	ダンボール	H12.4
雑紙		雑紙	雑紙	H17.4
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料及び醤油を充填するためのポリエチレンテフレート製の容器(ペットボトル)		ペットボトル	ペットボトル	H12.4
その他のプラスチック		その他のプラスチック	その他のプラスチック	H17.4
白色トレイ		白色トレイ		H14.6

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン／年度）

容器包装廃棄物の種類	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主として銅製の容器包装	18.8		18.6		18.3		18.1		17.9	
主としてアルミニウム製の容器包装	27.0		26.6		26.3		26.0		25.7	
主としてガラス製の容器（無色ガラスびん）	(合計)	53.6	(合計)	52.9	(合計)	52.3	(合計)	51.6	(合計)	51.0
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	53.6	0.0	52.9	0.0	52.3	0.0	51.6	0.0	51.0	0.0
主としてガラス製の容器（茶色ガラスびん）	(合計)	67.4	(合計)	66.6	(合計)	65.8	(合計)	65.0	(合計)	64.2
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	67.4	0.0	66.6	0.0	65.8	0.0	65.0	0.0	64.2	0.0
主としてガラス製の容器（その他のガラスびん、黒色、緑青）	(合計)	21.8	(合計)	21.5	(合計)	21.2	(合計)	21.0	(合計)	20.7
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	21.8	0.0	21.5	0.0	21.2	0.0	21.0	0.0	20.7	0.0
主として飲料用として紙製のものであって、飲料を充填するための容器（紙パック）	3.5		3.5		3.4		3.4		3.3	
ダンボール	110.1		108.7		107.4		106.1		104.8	
雑紙	(合計)	39.4	(合計)	38.9	(合計)	38.4	(合計)	38.0	(合計)	37.5
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	0.0	39.4	0.0	38.9	0.0	38.4	0.0	38.0	0.0	37.5
主としてプラスチック製の容器包装であって飲料及び醤油を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）	(合計)	34.7	(合計)	34.3	(合計)	33.9	(合計)	33.5	(合計)	33.1
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	34.7	0.0	34.3	0.0	33.9	0.0	33.5	0.0	33.1	0.0
その他のプラスチック	(合計)	97.6	(合計)	96.4	(合計)	95.2	(合計)	94.0	(合計)	92.9
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	97.6	0.0	96.4	0.0	95.2	0.0	94.0	0.0	92.9	0.0
(うち白色トレイ)	(合計)	2.5	(合計)	2.5	(合計)	2.4	(合計)	2.4	(合計)	2.4
	(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)		(引渡数量)	
	2.5	0.0	2.5	0.0	2.4	0.0	2.4	0.0	2.4	0.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（平成27年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
15,975人 (対前々年度比) 98.01%	15,775人 (対前年度比) 98.75%	15,582人 (対前年度比) 98.78%	15,394人 (対前年度比) 98.79%	15,214人 (対前年度比) 98.83%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本町における分別収集の区分ごとの実施者及び収集、運搬段階選別、保管段階における実施者は以下のとおりである。

スチール缶、アルミ缶、無色・茶色・その他のびん（無色、緑青色）、紙パック、ダンボール、雑紙、ペットボトル、その他のプラスチックについては、委託業者の定期回収にする。

定期回収を行った容器包装廃棄物については、民間業者が選別、保管する。

本町における分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類 平成年度	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
	29～33	29～33	29～33
主として鋼製の容器包装	スチール缶	委託業者による定期回収	民間業者
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶	委託業者による定期回収	民間業者
主としてガラス製の容器（無色ガラスびん）	無色ガラスびん	委託業者による定期回収	環境センター
主としてガラス製の容器（茶色ガラスびん）	茶色ガラスびん	委託業者による定期回収	環境センター
主としてガラス製の容器（その他のガラスびん）	その他のガラスびん	委託業者による定期回収	環境センター
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器（紙パック）	紙パック	委託業者による定期回収	民間業者
ダンボール	ダンボール	委託業者による定期回収	民間業者
その他の紙製容器	雑紙	委託業者による定期回収	民間業者
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料及び醤油を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）	ペットボトル	委託業者による定期回収	環境センター
その他のプラスチック	その他のプラスチック	委託業者による定期回収	環境センター

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、ペットボトル、その他のプラスチックは、プラスチックコンテナ及びエコバックで収集し、民間業者及び環境センターのストックヤード施設で選別、圧縮、粉碎、保管する。紙パック、雑紙については、エコバック、コンテナで収集し、民間業者で保管する。ダンボールについては紐で結束されたものを収集し、民間業者で保管する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
主として鋼製の容器包装	スチール缶	プラスチックコンテナ エコバック	平ボディー車	ストックヤード 屋内（選別・圧縮・保管）
主としてアルミニウム製の容器包装	アルミ缶	プラスチックコンテナ エコバック	平ボディー車	
主としてガラス製の容器包装（無色ガラスびん）	無色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディー車	ストックヤード 屋内（選別・粉碎・保管）
主としてガラス製の容器包装（茶色ガラスびん）	茶色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディー車	
主としてガラス製の容器包装（その他のガラスびん）	黒、緑、青色ガラスびん	プラスチックコンテナ	平ボディー車	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するための容器（紙パック）	紙パック	プラスチックコンテナ エコバック	平ボディー車	ストックヤード 屋内（保管）
ダンボール	ダンボール	紐	平ボディー車	ストックヤード 屋内（保管）
その他の紙	雑紙	エコバッグ	平ボディー車	
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料及び醤油を充填するためのポリエチレン製容器	ペットボトル	プラスチックコンテナ エコバック	平ボディー車	ストックヤード 屋内（圧縮・保管）
その他のプラスチック製の容器	その他のプラスチック製の容器	エコバック	平ボディー車	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

施 策	具 体 的 な 内 容
<p>廃棄物減量等推進審議会の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置時期 平成6年度</li> <li>・具体的な活動内容 町長の諮問に応じ、容器包装廃棄物の分別収集に関し、廃棄物の減量化と資源化の推進について審議をする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 分別収集の実施に関する基本的な事項</li> <li>2. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策</li> <li>3. 容器包装廃棄物のリサイクルに関する方策</li> <li>4. 家庭系ごみ有料化</li> </ol> </li> </ul>
<p>資源ごみ分別収集に係る説明会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 平成7年度～</li> <li>・具体的な活動内容 平成7年5月と平成8年6月に区長・自治会長及び環境美化推進員の合同会議を開催し、資源ごみの分別収集の説明会を開催した。 平成7年6月から各行政区ごとに住民を対象に説明会を実施し、平成8年7月より全町で分別収集を開始した。 これにより平成9年4月からの容器包装リサイクル法に基づく分別収集を一斉にスタートさせる体制が整った。 その後、10種類11品目の実施に向け体制を整え、平成17年4月より開始した。</li> <li>・平成19年7月から各行政区ごとのごみ有料化説明会時に紙パックの収集と雑紙の出し方について説明。</li> </ul>
<p>環境美化推進員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置時期 平成4年度～</li> <li>・具体的な活動内容 環境美化推進員制度は、平成4年4月1日に各区長・自治会長の推薦による住民100名を、町長が環境美化推進員に委嘱して発足した。 任期は2年。任務は、ごみの分別区分、排出方法の指導、助言を行っている。 また、廃棄物の不法投棄の監視及び通報等の業務も行っており、きれいな町づくり、快適な生活環境づくりのため、住民と一体となった取り組みをしてきている。</li> </ul>

施策	具体的な内容
資源回収報償金制度 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時期 昭和61年度～</li> <li>・実施方法 ごみの減量化の一環として、限りある資源を有効に再利用するための運動を展開し、資源に対する意識の向上を図る目的として、昭和61年度より資源回収報償金制度を発足。 町内小・中学校PTA、子供会、婦人会などの団体に対し報償金(補助)として1kg当たり4,000円を交付している。 昭和63年度～平成27年度までの実績 <b>団体数 延べ1,593団体</b> <b>回収量 12,139t</b> <b>報償金総額 33,461千円</b></li> </ul> <p>この事業が確実に定着し、毎年継続して実施されていることから、資源のリサイクル等に関する意識の高揚が図られ、着実に浸透してきているので、今後も継続して行きたい。</p>
コンポスト等の購入補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時期 平成3年度～</li> <li>・実施方法 平成3年4月1日廃棄物減量化推進補助金交付要綱制定 家庭用生ごみ処理容器は、家庭から排出される厨芥類を各家庭で自家処理(堆肥化)を行うことにより可燃物の排出量の抑制を図る。 平成3年度～平成27年度までの実績 <b>コンポスト容器 1,169器</b> <b>EMバケツ容器(平成8年度より) 423器</b> <b>電動式生ごみ処理機(平成11年度より) 106機</b> <b>補助金額 7,734千円</b></li> </ul> <p>※コンポスト容器、EMバケツ容器は購入価格の1/2(上限4,500円) 電動式生ごみ処理機は購入価格の1/2(上限18,000円) 家庭用生ごみ処理機等の購入に対し一部助成することにより、各家庭への普及拡大を図り、ごみの減量化と自然環境への意識の高揚、エコライフの実現を目指す。</p>
保健委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置時期 平成2年度</li> <li>・具体的な活動内容 本町の保健委員会は、各区長・自治会長の要職にある者の兼務で82名で構成されている。 快適な生活環境づくりのため、ごみの減量及び環境美化意識の啓発活動を推進する目的で、地域住民とともに積極的な取組みを行っている。</li> </ul>
ごみ集積所の補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始時期 平成3年度</li> <li>・実施方法 この制度は平成3年4月1日から廃棄物減量化推進補助金交付要綱により、各行政区が管理している一般廃棄物集積所を新設または更新する場合に一部を補助している。 補助金の額は、総事業費の1/2で上限は4万5千円</li> </ul>

(別紙)

一般廃棄物排出量に占める容器包装廃棄物比率

構成割合 (湿重量割合 : %)

容器包装廃棄物の品目		%
金属	スチール製容器	0.70
	アルミ製容器	1.00
ガラス	無色のガラス製容器	1.90
	茶色のガラス製容器	1.60
	その他の色のガラス製容器	0.60
紙製	飲料用紙製容器	0.70
	ダンボール	4.50
	その他の紙製容器包装	3.50
プラスチック	ペットボトル	1.90
	その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)	7.70
容器包装全体		24.1

出典：環境省 市町村分別収集計画作成の手引き (八訂版) P33